

## 大津市農業次世代人材投資資金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、予算の範囲内で農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立を支援し、もって、次世代の農政に必要な人材力の強化を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 資金の交付の対象となる者は、本市の区域内に圃場<sup>ほ</sup>を有する者で、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1第5第2項第1号アからケまでに該当するもの（以下「新規就農者」という。）とする。

### (資金の額等)

第3条 資金の額は、経営開始初年度にあつては交付期間1年につき150万円とし、経営開始2年目以降にあつては交付期間1年につき350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、実施要綱別記1第5第2項第2号イ（ア）から（ウ）までに該当する場合の資金の額は、前項に定める額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立して共同経営する場合（経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合を除く。）は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが、実施要綱第5に規定する人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれている場合に限る。）それぞれに第1項に定める額を交付するものとする。

4 資金は、原則として半年を単位として交付する。

5 資金の交付は、5年間を限度とする。

### (交付申請書兼請求書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書及び規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市農業次世代人材投資資金交付申請書兼請求書（様式第1号）とする。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市農業次世代人材投資資金交付決定（確定）通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (資金の額の確定)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、資金の額は、前条の規定により通知した額で確定するものとする。

(資金の交付停止)

第7条 交付対象者が、実施要綱別記1第5第2項第3号アからクまでに該当する場合、市は資金の交付を停止する。

(資金の返還)

第8条 実施要綱別記1第5第2項第4号アからウまでに該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、実施要綱別記1第5第2項第4号ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月15日から施行し、平成24年4月1日以後の期間分の交付に係る交付金について適用する。
- 2 この要綱は、国の農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成27年度以後の給付金の交付について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年度に給付金の交付を受けた者に対する平成27年度以後の給付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に農業次世代人材投資資金の交付の申請をした者について適用し、改正前の大津市青年就農支援給付金要綱の規定に基づき青年就農支援給付金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後

後に資金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に資金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

大津市農業次世代人材投資資金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

氏名

Ⓜ

大津市補助金等交付規則第4条第1項及び第18条第1項の規定により、次のとおり資金の交付を申請し、及び請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の交付資金額 <sup>※3、4</sup> 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額（請求額） <sup>※3</sup> 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で交付申請する場合にあっては、1.5倍の額（1円未満は切捨て）を記載すること。

資金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏名				

添付書類

- (1) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧並びに契約書等の写し
- (2) 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合は、それぞれの書類））
- (3) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

様式第2号（第5条関係）

大津市農業次世代人材投資資金交付決定（確定）通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった 年度大津市農業次世代人材投資資金の交付について、次のとおり決定（確定）したので大津市補助金等交付規則第7条第1項及び第15条の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交付決定（確定）金額	円
交 付 条 件	大津市補助金等交付規則及び大津市農業次世代人材投資資金交付要綱その他資金に係る国の要綱等の規定を遵守すること。